

民間教育訓練機関における 職業訓練サービスガイドライン

を、ご活用ください!

厚生労働省では、民間教育訓練機関が**職業訓練サービスの質の向上**を図るために取り組むべき事項を具体的に説明した「**民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン**」を作成しました。

このガイドラインは「**ISO29990**（非公式教育・訓練のための学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）」(※)を踏まえたものです。皆さまが職業訓練サービスの質の向上に取り組む際のツールとして、ぜひご活用ください。

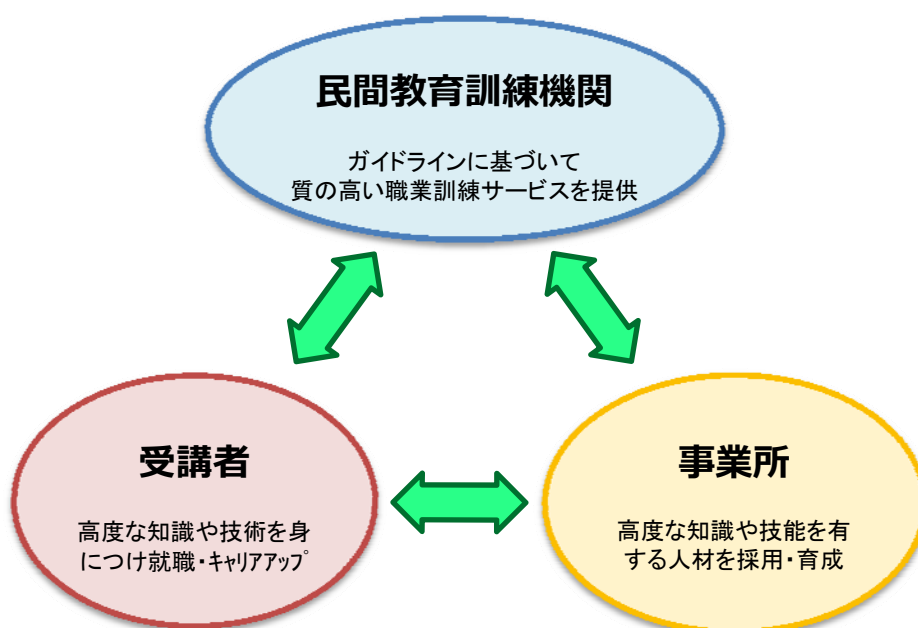
厚生労働省のホームページからダウンロードしてご覧いただけます。

ダウンロードはこちら→ http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/minkan_guideline/index.html

(※) 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格です。この分野の学習サービスの企画、開発、提供に関する共通認識を事業者と顧客に提供することなどを目的としています。

このガイドラインは、**職業訓練サービスを提供している、またはこれから提供しようとしている民間教育訓練機関のうち、以下の取り組みを目指す機関を対象としています。**

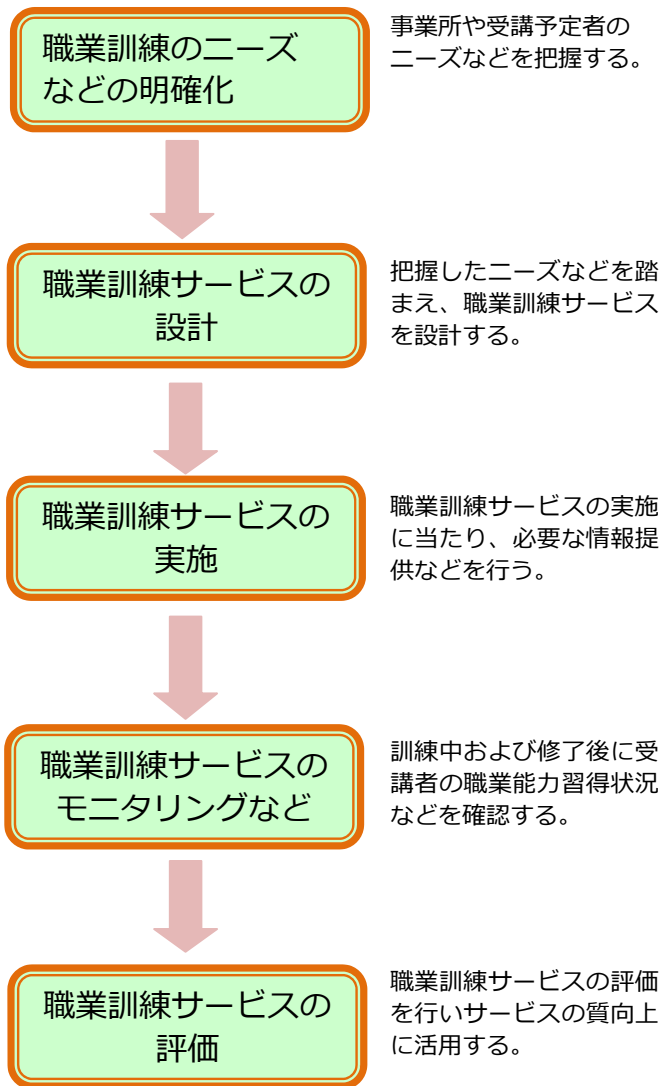
- 職業訓練サービスの質の向上
- 職業訓練サービスの質保証の見える化（可視化）
- 公共職業訓練（委託訓練）、求職者支援訓練（求職者支援法に基づく認定職業訓練）の受託など
- ISO29990の認証取得 など



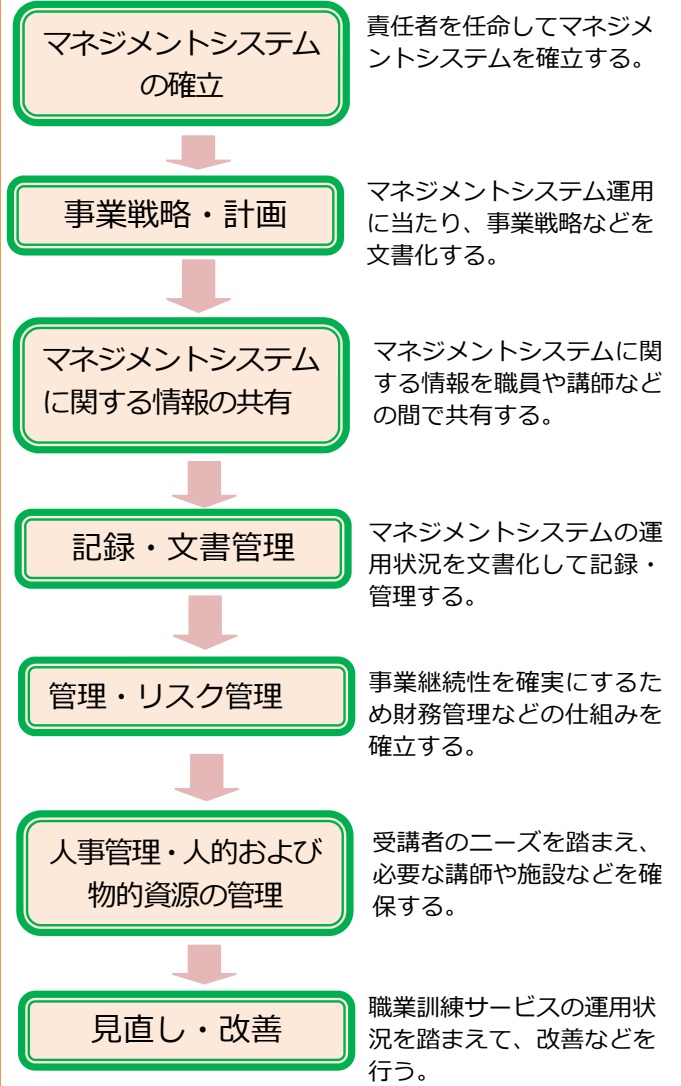
ガイドラインの内容

このガイドラインでは、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項について説明するとともに、それを実現するための基盤となる民間教育訓練機関のマネジメントの取り組み方についても説明しています。以下にその概要を示します。

(1) 職業訓練サービスの質の向上



(2) 民間教育訓練機関のマネジメントの取り組み



▶このガイドラインには、職業訓練サービスの質を向上させるための具体的な取り組み事例集や自己診断表も掲載しています。併せて、ご覧ください。

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/minkan_guideline/index.html